

大雪地区広域連合地域密着型サービス事業者等指導要綱

平成25年4月1日
要綱第2号

改正 平成31年4月1日 要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ）を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書の提出など及びそれに基づく措置として、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う保険給付、予防給付及び第1号事業（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保、保険給付及び第1号事業支給費の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、居宅サービス実施事業者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定第1号事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第37号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第38号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第39号）、

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年 3 月厚生省令第 40 号）、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 30 年 3 月厚生労働省令第 5 号）、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 41 号）、「指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）、「指定介護予防支援等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 20 号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）、「大雪地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「大雪地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に掲げる基準等」に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導形態）

第 3 条 指導形態は、次のとおりとする。

- （1） 実地指導 次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所（以下「サービス事業所」という。）において実地に行う。
 - ア 本広域連合が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）
 - イ 北海道及び関係市町村と本広域連合が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）
- （2） 集団指導 指導の対象となるサービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。本広域連合が集団指導を実施した場合には、北海道に対し、当日使用した資料を送付する等情報提供を行う。指導の対象となるサービス事業者等を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

(指導対象の選定)

第4条 指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 実地指導は、国の示す指導重点事項に基づき、毎年度計画を策定し実施する。

(イ) その他、特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

(ア) 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(イ) その他特に合同指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(2) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(3) 北海道との連携

北海道と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

(指導方法等)

第5条 指導の方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

指導にあたっては、指導対象となるサービスの事業所の管理者、介護支援専門員、介護給付費等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

ウ 指導方法

実地指導は、厚生労働省による介護保険施設等実地指導マニュアル等に基づき、

関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

エ 指導体制

2名以上の班を編成し、うち1名は主任職以上の職にある者とする。

オ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、指導実施後、原則30日以内に文書によりその旨の通知を行うものとする。

カ 改善状況報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、結果通知後、原則30日以内に改善状況報告書により報告を求めるものとする。

(2) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(監査への変更)

第6条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「大雪地区広域連合地域密着型サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。